

1. 件名：「日立GEニュークリア・エナジー（株） 特定兼用キャスクの設計の型式証明申請に関する事業者ヒアリング【9】」

2. 日時：令和3年1月19日 13時30分～15時40分

3. 場所：原子力規制庁 9C階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

岩田安全管理調査官、立元管理官補佐、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官、田澤審査チーム員

（核燃料施設審査部門）

甫出主任安全審査官※

日立GEニュークリア・エナジー株式会社：

原子力生産本部 原子力設計部 チーフプロジェクトマネージャ 他3名※

5. 要旨

（1）日立GEニュークリア・エナジー株式会社（以下「日立GE」という。）から、発電用原子炉施設に係る特定機器である特定兼用キャスクの設計の型式証明申請について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

○特定兼用キャスクの設計の型式証明等に係る審査会合（以下「審査会合」という。）

（令和2年8月6日実施）時のコメント回答（No.10）について、燃焼度計算の考え方において、燃焼度、崩壊熱量、線量強度の保守性の考え方が混在しているため、各々の保守性の考え方を明確にし、説明すること。

○審査会合（令和2年10月20日実施）時のコメント回答（No.17）について、閉じ込め機能の設計方針の考え方や監視機能の成立性において、審査会合（三菱重工業株式会社関連）（1月14日実施）の指摘事項も参照して、閉じ込め機能の設計の考え方と運用の成立性を整理し、説明すること。

（3）日立GEから、了解した旨回答があった。

6. その他

- 提出資料：資料 1-1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請（審査会合コメント回答、設置許可基準規則への適合性）
- 資料 1-2 16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設
- 資料 1-3 16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設  
(HDP-69BCH(B)型の臨界防止機能について)
- 資料 1-4 16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設  
(HDP-69BCH(B)型の遮蔽機能について)
- 資料 1-5 16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設  
(HDP-69BCH(B)型の除熱機能について)
- 資料 1-6 16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設  
(HDP-69BCH(B)型の閉じ込め機能について)

以上